ご存知ですか？

国民年金保険料免除制度

国民年金の第1号被保険者（自営業など）で、保険料を納めることが困難な方には、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

1．申請免除（全額・一部）

前年所得が一定基準以下で収入が少なく、保険料の納付が困難な方は、申請書を提出し承認された場合、保険料の全額または一部の納付が免除されます。

申請免除は4段階で、「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があります。

▼申請免除の対象となる方

「申請者本人」「申請者の配偶者」「世帯主」の前年の所得が、それぞれ定められた基準に該当することが要件となります。

2．若年者納付猶予

30歳未満の方で収入が少なく、保険料の納付が困難な方は、申請書を提出し承認された場合、保険料の納付が猶予されます。

▼納付猶予の対象となる方

「申請者本人」「申請者の配偶者」の前年の所得が、それぞれ定められた基準に該当することが要件となります。

※申請免除・納付猶予の承認期間は7月から翌年6月までです。

また、平成19年7月末までの申請にかぎり、平成18年7月から平成19年6月までの申請ができます。

▼全額免除・若年者納付猶予は継続申請ができます。

申請時にあらかじめ申請書に継続希望を明記することにより、翌年度以降改めて申請を行わなくても継続して申請があったものとみなされ審査されます。

免除申請の対象となる所得（収入）のめやす

扶養人数	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
3人扶養（夫婦・子2人）	162万円（257万円）	230万円（354万円）	282万円（420万円）	335万円（486万円）
1人扶養（夫婦のみ）	92万円（157万円）	142万円（229万円）	195万円（304万円）	247万円（376万円）
扶養なし	57万円（122万円）	93万円（158万円）	141万円（227万円）	189万円（296万円）

※本人、配偶者、世帯主それぞれが基準に該当していることが必要です
※全額免除以外は社会保険料控除等の額によって変わります
※若年者納付猶予については全額免除の基準になります

3．学生納付特例

学生本人の前年所得が118万円以下である場合、申請書を提出し承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は4月から翌年3月までです。申請は毎年必要です。

▼手続きに持参するもの

- 年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
- 認印（本人署名の場合は不要）
- 失業などを理由とするときには、「雇用保険受給資格者証」等の写し
- 学生納付特例は、平成19年度有効の学生証の写し

○追納について

免除を受けた期間の保険料は10年以内なら後から納めることができます（これを追納といいます）。追納することによって老齢基礎年金の年金額を満額に近づけられます。ただし、2年目を過ぎて追納する場合は、当時の保険料に加算額がつきますので、早めの「追納」をおすすめします。

◎問い合わせ
町民課 ☎内線275

姉妹都市 ラシーン市へ 高校生2名を派遣

○相羽 優介さん（高校2年）

○齋藤 亜希さん（高校2年）

州旗

姉妹都市協会では、町共催により、米国の姉妹都市へ大磯在住の高校生を派遣します。

選考の結果、上の2名に決定しました。

日程は、7月24日（火）に出発し、ウィスコンシン州ラシーン市でホームステイを行い、8月7日（火）に帰国の予定です。

◎問い合わせ
・町総務課 ☎内線213
・中崎会長宅 ☎（61）5350

県社会教育委員連絡協議会会長表彰を受賞

杉山 典子さん

6月1日（金）、横浜市教育文化センター教育文化ホールで行われた神奈川県社会教育委員連絡協議会総会の席上で、町社会教育委員である杉山典子さんが、社会教育行政に尽力された功績により、表彰されました。

今後の一層のご活躍に期待いたします。

◎問い合わせ
生涯学習課 ☎内線323